

# 要介護1・要介護2で申込みの方・・・

平成27年4月から、特別養護老人ホームの入居判定の対象となる方が、原則要介護3以上の要介護者に限定されます。

要介護1又は要介護2の方は、やむを得ない事由がある方のみ、特例的に入居が認められます。要介護1又は要介護2で入居申込みをされる方は、下記欄に特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由を具体的に記載して下さい。

平成 年 月 日 現在

ふりがな		性別	要介護度
入居希望者 氏名		男・女	要介護1 ・ 要介護2
書類記載者 氏名		続柄 関係	

特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な理由・・・

☆この書類は本人・家族のほか、入居希望者本人を担当する介護支援専門員など、入居希望者の状況等を十分に把握できる方が記載しても差し支えありません。